

相続財産清算人選任申立ての手続案内（民法952条）

概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の清算人を選任します。

相続財産清算人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

申立てができる人

- ・ 利害関係人
例）被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者等
- ・ 検察官

提出先

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。札幌家庭裁判所本庁への申立てが可能な市町村は以下のとおりです。それ以外の申立先については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください（被相続人の最後の住所地が判明しない場合には、被相続人の財産所在地を管轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所が申立先となります。）。

（札幌家庭裁判所本庁への申立てが可能な市町村）

「被相続人の最後の住所地」が、札幌市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、石狩市、石狩郡（新篠津村、当別町）の場合

留意点

（1）相続財産清算人候補者

申立人が相続財産清算人候補者を立てることは可能ですが（申立書に記載欄があります。）、必ずしも当該候補者が選任されるとは限りません。被相続人との関係や利害関係の有無、管理財産の規模、予想される相続財産清算人の業務等を考慮して、裁判所が相続財産を清算するのに最も適任と考える者を選任します。弁護士、司法書士等の専門職を選任することもあります。

(2) 予納金

官報公告料5075円のほか、被相続人の流動資産(現金及び預貯金)を考慮し、管理費用及び報酬の担保として裁判所が定めた予納金の納付が必要になります。原則として、官報公告料を除き、100万円です。予納金を納付してもらう時期は、申立てがされてから、裁判所が予納金の額を定めた後になります(裁判所から納付に必要な書類等を送付します。)。予納金の額について、申立て検討段階や申立て時にお問い合わせいただいてもお答えできません。この予納金は、被相続人の相続財産として管理費用や相続財産清算人の報酬を支払うことができる流動資産が形成できた場合は還付されますが、そうでない場合は全額又は一部が還付されない場合があります。

費用

- ・ 収入印紙 800円
- ・ 郵便切手 1950円

(内訳 500円×2枚、110円×8枚、50円×1枚、20円×1枚)

※ 郵便料(現金)での納付も可能です(納付金額2000円)が、現金を郵送する方法で納付することはできません。郵便料(現金)での納付の方法は裁判所にお問い合わせください。

- ・ 予納金

官報公告料5075円を含む、裁判所が定めた金額(申立て後、追ってお知らせします。)

添付書類

- ・ 申立書と遺産目録
- ・ 相続財産の内容を証する書類(不動産登記事項証明書<未登記の場合は固定資産評価証明書>、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類<通帳写し、残高証明書等>等)
- ・ 相続関係図
- ・ 申立てに必要な戸籍謄本等(別紙のとおり)
- ・ 相続財産清算人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士又は司法書士の場合は不要)
- ・ 申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、金銭消費貸借契約書写し等)
- ・ 資格証明書(申立人が法人の場合)
- ・ 組合の規約・議事録等その組織の代表者及び活動内容が分かる書類
(申立人がマンション管理組合等で法人登記がされていない場合)
- ・ 委任状(代理人の申立ての場合)



※審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

(別紙) 申立てに必要な戸籍謄本等

- 1 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- 2 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 3 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 4 被相続人の子(及びその代襲者)が死亡している場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 5 被相続人の直系尊属(祖父母等)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 6 被相続人の兄弟姉妹が死亡している場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 7 代襲者であるおい・めいが死亡している場合、そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
- 8 相続人全員の相続放棄申述受理証明書、相続放棄申述又は相続の限定承認の申述の有無についての回答書又は受理通知書(写し可)



※ 同じ書類は1通で足够了。

※ 以上の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本、住民票除票又は戸籍附票につき写しでの提出が可能です。

※ 法定相続情報一覧図が提出された場合、被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本を除き、上記1ないし7の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本等の提出は不要です。

相続財産清算人選任手続の一般的な流れ

